

言語政策研究における方法論と認識論の多様性をめぐる議論 ——Gazzola, Gobbo, Johnson, & Leoni de León (eds.) (2023). *Epistemological and theoretical foundations in language policy and planning* を中心に——

本林 響子¹・寺沢 拓敬²・王 一瓊³・梶ヶ谷 毅⁴・須藤 爽⁵

1. はじめに

近年の言語政策研究⁶では隣接領域との交流による理論的・方法論的拡張が目覚ましい。特に英語圏の言語政策研究では、社会言語学者、応用言語学者、言語人類学者に加えて、公共政策学者、政治学者、経済学者も各々の立場から言語政策研究を遂行し成果を発信している。言語政策研究のこのような学際的狀況によって、各研究者が用いる方法論及び依拠する認識論は多様化の一途を辿っている。そのような多様化が新たな学術的価値の創造や分野の進展につながる可能性もあるものの、相互の対話が促進されないままでは学術的混沌を生み出す要因にもなりかねない。

言語政策研究においては、第二次世界大戦以降 2000 年代までの時期に関しては研究史を三段階に区分する形で研究における視点・論点の変遷が整理されつつある。すなわち、1960 年代～70 年代の時期（第一期）には課題解決と実用志向の研究が中心であったのに対し、第二期（1970 年代～1980 年代後半）には格差や不平等への視点や批判性が特徴的なアプローチが台頭し、第三期（1980 年代～2000 年頃）には大きな社会変動を背景に言語の動態性と言語現象の重層性に着目した議論が盛んになった（Ricento 2000）という研究史の展開と受容である。研究者によって時代区分や解釈が異なる状況にあるためより丁寧な整理検討が必要である（本林 2025）とはいえ、この時期の研究の史的概観を通じて視点の変遷が整理されることにより、言語政策研究において扱える対象や現象、および援用可能な概念と方法論的アプローチの多様性が領域内の共通認識として定着しつつあるといえよう。

もちろん、2000 年代以降も現在進行形で研究の蓄積がなされており、言語政策研究史は動態

¹ 東京大学

² 関西学院大学

³ お茶の水女子大学

⁴ 国際基督教大学 / PhD Candidate, University of British Columbia

⁵ 筑波大学博士後期課程大学院生

⁶ 「言語政策」と「言語計画」の概念的関係性は当該領域において未整理のまま残されている課題の一つであるが、本稿では木村（2024）に倣い、古典的な定義としてカルヴェ（2000, 2010）等を踏まえた上で、厳密な区分が必要な場合を除いて日本語でより一般的な用語である「言語政策」を総称として用いる。ただし書籍の内容紹介においては文脈に応じて原文での“LPP”（Language Policy and Planning の略）を「LPP 研究」としている。

的に構築され続けている。2000年代から2010年代にかけての概念的・方法論的拡張に呼応するように、主に政治学・公共政策学・経済学の立場から「古典への回帰」を志向する潮流が生まれ、近年では批判性、実践性、民族誌的視点や言説的視点の特徴とする社会構築主義的アプローチの言語政策研究と、公共性、公益性、客観性を旨とする公共政策的アプローチの分化・並立がより顕著となってきている（木村 2024, 本林 2025）。

このような多様性の中にあつて、研究者間の建設的対話を促進するにはどのような議論が必要なのだろうか。こうした問いにはテーマ別、地域別のアプローチも可能ではあるが、本稿では研究の方法論という観点からこの点について考えてみたい。一般に、「方法論」とは研究において研究者がどのような立ち位置で何をどのように明らかにしようとしているかを示すものでもあり、言語政策研究に限らずどのような研究においても理論や対象そのものに関する知識と同等に重要な要素である。ここでいう「方法論」とは、研究者がどのように研究プロジェクトを組織し遂行するか（典型的には、テキスト分析や質問紙調査、フィールドワーク、インタビューといった各種手法が含まれる）に関するメタ的な議論であるが、本稿の議論においてはそれだけでなく、そうした手法の理論的基盤となる認識論等に関する議論も深く関わってくる。そもそも、社会科学における方法論は、認識論や分野固有の理論・分析概念・分析モデル等と完全に分離できるものではない。研究の方法論にはそれぞれに当該方法論の背景をなす理論や当該方法論を支える認識論があり、かつ、当該方法論と親和性が高い・低い理論が存在するともいえる（フリック 2011, プラサド 2018）。本来、研究の遂行においては、上記を踏まえた上で適切な研究方法が選択されることが重要である。しかしながら、言語政策の先行研究では理論や事例の検討に比して方法論の精査は遅れているのが現状である。

現状、言語政策の研究方法論をめぐる多様性とそれに起因する混沌状況を整理しようとする試みは一部で始まっているものの（Johnson & Ricento 2013, Hult & Johnson 2015, Cardinal & Sonntag 2015, Barakos & Unger 2016, Gazzola et al. 2023）まだ十分とはいえない状況である。これらの論考のうち、Hult & Johnson（2015）は各種技法の解説と具体例を中心とした書籍であり、Cardinal & Sonntag（2015）は政治学的な観点からの言語政策論を展開する中で社会言語学的研究との共通点と相違点について一部言及しているものである。また、Barakos & Unger（2016）はディスコース分析に、Johnson & Ricento（2013）（およびこの論文を含む特集号全体）は民族誌的アプローチに特化する形で言語政策研究の方法論としての各手法の可能性を探ろうと試みている。これらと比較すると Gazzola ら（2023）の書籍は多様化する言語政策研究の「認識論の多様性」を可視化する形で現状の把握を目指すという点で特徴的であり、注目に値するものであると言えよう。第2節で詳述するように、「言語政策・計画における認識論的・理論的基盤（*Epistemological and theoretical foundations in language policy and planning*）」と題されたこの書籍は、言語政策研究の多様性を反映し、専門の異なる研究者がそれぞれの理論的・認識論的立場からの知見を持ち寄ったものであるという点で、意欲的な試みである。他方、本書によって問題の全てが解決されたというわけではなく、本書の限界と今後必要なアプローチについても精査していく必要がある。

日本国内のみならず海外の研究動向を見ても言語政策研究の方法論・認識論に関する議論は緒についたばかりであるが、研究領域や認識論の違いを踏まえつつ領域全体を見渡し、各種方法論

の相違点の体系的な理解を踏まえた研究を推進していくためにも、現時点までの言語政策研究の蓄積を方法論と認識論という観点から整理・検討することには重要な意味があるだろう。本稿ではそのような試みの第一歩として、Gazzola らの書籍を紹介しつつ必要に応じて批判的に検討することで「言語政策研究における方法論と認識論」に関する議論の現状を理解し、今後の展望を得ることを目的とする。以下、本稿第2節において各章の概要および各章の内容に関する議論から浮上した論点をまとめ、第3節において今後の展望を述べる。

2. 各章の概要

第1章

本書第1章、“Epistemological and Theoretical Foundations in Language Policy and Planning: Introduction”は本書の位置付けを理解する上で重要となる章である。本章には執筆者名が記載されていないことから、著者らが共同で執筆したものと理解できる。本章では、言語政策研究領域の概要、特に歴史的変遷と概念整理を中心に執筆者の観点からまとめた上で、最後に本書の成り立ちについて記述されている。本章第1節ではまず、当該領域の現状が「多領域的 (multidisciplinary) であるだけでなくますます学際的 (interdisciplinary)、さらには「超学際的 (transdisciplinary⁷) にさえなってきている」(p.5) との現状認識のもと、そのような多様性を反映し、各領域における理論的、認識論的立場からの知見を持ち寄ったものが本書であるとの主張がなされ、その後には本書の構成が紹介されている。第2節では、言語政策・言語計画の概念と両者の関係性にまつわる複雑さが述べられ、続く第3節では、本書の成り立ちと想定する読者についての記述がなされている。

本章第1節、第2節の内容は、言語政策研究領域における他の概説書でも扱われているような内容であり、目新しさを狙ったものというよりは、言語政策研究に関心を寄せる読者と当該領域の基本的な知見を共有しつつ、本書で扱うような認識論や理論に関する議論がなぜ重要かという点に読者をいざなう役割を果たしているといえる。第1節、第2節で特徴的なのは、分野の歴史を古典的言語政策論・批判的言語政策論・民族誌的アプローチの3つに分けて紹介しつつ、1990年代からの政治学領域の動向を並列で紹介している点である。その中で筆者らは少なくとも以下の二点において重要な主張を展開している。一点目は、新たなアプローチが生まれると同時に古くからあるアプローチもその内部で進化を続けており、かつ、相互の交流もあるということ指摘した点 (p.4) である。ある特定のアプローチがある時期に勢いを増すという現象の背景には往々にして社会的変化があり時代の要請がある。そのような趨勢の変化の中でも複数の潮流が常に並列しているものであるという視点は、ともすると忘れられがちだが、重要な点であろう。そして二点目は、認識論的基盤を明確にすることで、議論が明確になり相互の誤解が軽減されるとともに学際的な連携が促進されるのであり、だからこそこのような議論が必要となる、という主張である (pp.5-6)。これら二点は言語政策研究に限らず重要な点であるが、改めて確認してお

⁷ 本稿では“Transdisciplinary”の日本語訳として、具 (2024) 等に倣い、「超学際的」を使用している。Gazzola ら (2023) の書籍においては、Halliday を引用し、学術領域の壁を超越してテーマに取り組み課題解決にあたる新しい形の活動を生み出していくようなアプローチ (p.130) と説明されている。

きたい点である。

本書の独自性を理解する上では第3節の記述も注目に値する。第3節では本書刊行の経緯について述べられているが、これは本書を文脈化する上で重要となると思われるので詳述しておきたい。本節での説明によれば、本書の執筆者、すなわち David Cassels Johnson, Federico Gobbo, Michele Gazzola, Antonio Leoni de León の4名は、2017年と2021年の2回にわたり、コスタリカ大学言語研究所において開催された「言語政策・言語計画およびその評価」に関する夏期集中講座で講師を務め、それをきっかけに本書の執筆に至ったとのことである。この夏期講座は Gazzola と Leoni de León が中心となって開催したものであり、エスペラント研究財団の支援も受けてラテンアメリカの言語政策を扱うと同時に、国際的な「科学的」コラボレーションを促進する目的で開催されたという。この講座に講師として招待された4名が、先述のような多様な観点や複雑さ、動態性を内包する言語政策研究領域の現状を伝えることの必要性、特に学部生や大学院生に資する書籍の必要性を感じて執筆されたのが本書である。このような経緯が明示されることで、読者としては本書の位置付けをより理解しやすくなるという利点があるだろう。もちろん、そこで集まった4名がなぜその4名でなければならなかったのかという点に関し、読者として幾許かの疑問が残ることは否めない。また、本章において、本書で扱う「認識論」の語の定義が明確に述べられていないことも議論の余地があり、この4名の「超学際的」交流が実際にどのように進化したのかについても読者としては知りたいところである。この点については後述するが、様々な領域の著者が集まり執筆された本書において「認識論」という語の意味するところが何であるのかという点に関してのすり合わせを行い一定の共通理解を構築することの難しさが垣間見えるともいえる。これは本書全体に通じる課題でもある。

第2章

第2章である“Critical Empirical Approaches in Language Policy and Planning”において、批判的経験主義について解説するにあたって、David Cassels Johnson は認識論を概説し、Crotty (1998) が提示した客観主義、構築主義、主観主義という三つの認識論的立場を紹介しながら LPP 研究の変遷を概観している。1960～70年代の初期の LPP 研究の多くは客観主義の影響を受け、言語計画における社会政治的要因を排除する傾向があった。1980年代以降、言語の社会的側面が重視されるようになり、批判的社会理論の見解も取り入れながら、LPP 研究はポスト構築主義へと移行した。特に Ruiz (1984) や Cooper (1989) による、社会構造における言語と権力の役割を検討する研究が広く認知された。そして、Tollefson や Ricento を代表とする批判的言語政策研究 (Critical Language Policy) が LPP 研究の第三波として登場した。この研究潮流においては、LPP プロセスにおける言語的イデオロギーとディスコースの相互作用に着目し、言語・権力・不平等の関係が強調されるとともに、これらが社会構造を変革する社会運動にも結びつくものだと指摘されている (Tollefson 2002, 2006, 2012)。ただし、第三波の限界も指摘されている。例えば、行為者の役割の軽視や、言語計画のプロセスが捉えられていないこと、研究とアクティビズムの分断により言語計画が本来持ちうる解放的な影響が弱められていることが挙げられる。2000年代以降の LPP 研究では学校教育に焦点が当てられ、言語政策が少数派言語話者の教育における公平性へ与える影響について議論が進められた。Johnson & Ricento (2013) はこの流れの中でエス

ノグラフィを LPP 研究の第 4 段階として位置付けた。その特徴は、複数のレベルにわたる言語政策テキストとディスコースの形成、解釈、応用に焦点を当てた点にある。また、会話分析、批判的談話分析、言語人類学、社会言語民族誌といった多様なアプローチも第四波の LPP 研究に統合されていた。近年の議論では、覇権と抵抗の二項対立として描写されてきた社会構造とエージェンシーの関係性を動的に理解する必要があること、マクロ・ミクロの関係性を弁証法的に再考すること、そして研究者の立場を内省することも求められている。これらの課題を克服するために、単なるマクロレベルの批判を超えて、フィールドワークや実証的な研究が重要であること、また、特定の分野に縛られた方法を超える学際的アプローチの重要性が強調されている。

Johnson は LPP 研究の発展と変遷をまとめた上で新しい可能性を提示しており、さらなる学際的展開が進むことが期待される。一方で、いくつかの懸念点が残されている。例えば、LPP 研究の第四波で重視されるエスノグラフィは、従来の特定のコミュニティ/文脈で長期的に調査を行う特性を超え、複数の文脈・言語コミュニティを横断するデータの収集を可能にする点で有効である。対照的なデータ収集が実現し、新しい視点が生まれ、言語コミュニティへの理解が深まる一方で、複数の文脈・言語コミュニティを扱うことで、研究者の立場性がより問われるだろう。また、新しく提案された社会構造とエージェンシーへの動的な理解が、どこまで寄与できるかが、さらなる探究すべき課題である。とりわけ、ミクロレベルでの実証研究の必要性が強調されるが、マクロレベルの批判との整合性と釣り合いをどのように確保するかについては、依然として未解決のままであり、両者を接続する理論的・方法論的探究が引き続き求められる。このような状況の中では、Heller (2001) が示すような言語実践を資源配分やアイデンティティ政治と結びつける分析や日本の研究者が提唱した言語管理理論 (木村 2005 等) が有効な視座を提供するかと考えられるが、本論ではその詳細を割愛し今後の課題としたい。最後に、LPP 研究と他分野の方法論を融合させるにあたって、単なる多分野の知見の羅列ではなく、Johnson が提示した歴史的視点に基づく学問の発展や変遷を示し、そこから見えてくる今後の課題を明示することによって、本稿の「はじめに」で述べられたような「学術的混沌」の解消に、一定の貢献となりうるのではないかと見えよう。

第 3 章

Michele Gazzola による第 3 章 “Language Policy as Public Policy” では、言語政策を公共政策として研究する学術的意義と理論・方法論についての検討が行われている。もっとも、著者自身が指摘するように、言語政策研究に公共政策の視点を取り入れるという発想自体は斬新なものではなく、その有用性はかねてより指摘されてきた (e.g. Rubin and Jernudd 1971)。しかしながら、その発想が人口に膾炙しているとは言えず、むしろ脱公共政策化の途を辿ってきたと著者は述べている。その背景として、言語政策研究における「政策 (policy)」概念の拡張を指摘している。これはすなわち、言語政策の主体として政府 (government) 以外のアクターを認め、個人の意思決定や実践までを「政策」の範疇とする拡張である。この拡張により、政策と実践の境界が曖昧となり、認識論的・方法論的に異なる両者の特性を考慮した議論が後景化する点、さらに、隣接領域 (特に社会言語学) との明確な棲み分けが困難となり、言語政策学がディシプリンとして確立しにくくなる点が課題として論じられている。これを受けて著者は、言語政策研究が公共政策的

視点に立ち返り、認識論的・理論的なつながりを発展的に再構築することを提案している。その出発点として、言語政策の定義を「言語に関する政府の決定に起因するもの」(p. 47)に限定し、政策と実践を明確に区別することを求める(第1~2節)。つづく第3節では、政策の段階モデル(問題認識→アジェンダ設定→政策形成→実施→評価→……)にもとづき言語政策を捉えることを提案し、各段階の説明や理論的検討が展開されている。第4節では、政府(国家、地方自治体)を主体とする公的な言語政策の特徴について、次の2つの観点から論じられている。第一に、非政府機関(民間企業、大学、NGOなど)を主体とする広義の「言語政策」と比べて、言語政策は政策課題や目的、政策手法が多岐にわたりやすい点。第二に、他の公共政策領域と比べて、言語政策では政策内容(substantive policy)と条件整備(institutional policy)の切り離しが困難である点、さらに、国家を運営する上で言語ステータスの確定が不可欠である点が指摘されている。

本章は、これまでの言語政策研究の一特徴とも言える社会言語学志向の相対化を促すとともに、公共政策学の理論や分析枠組みに焦点を当て、言語政策研究への応用可能性を論じている点に特色と意義がある。本章の内容は、日本の言語政策研究にも重要な示唆を与える。日本の言語政策研究では、話者の言語行動や社会の言語状況の実態に比して、「政策過程」に着目した研究が不足している(上村 2020)。その背景には、本章で指摘された言語政策の脱公共政策化や、政策と実践の認識論・方法論の相違を意識した検討の不足が関係していると考えられる。以下では、本章から浮かび上がる論点を三点示したい。

第一に、言語政策の再定義をめぐる実現可能性である。著者の提案は、言語政策の領域の明確化や政策と実践の混沌を解消する可能性をもつ一方、広義の「言語政策」の用法がすでに常態化している現状を鑑みると、その提案が果たしてどれほどの有効性をもつのか疑問が残る。代替案として、「言語政策(language policy)」と「言語計画(language planning)」の区別に基づき、著者の言語政策の定義を後者に再帰させる方策も考えられるだろう。また、日本の文脈に限れば、「言語政策」を「政府」の決定に起因するものとして定義する提案は、両語の近さゆえに英語圏よりも受け入れられやすいことが予想される。他方で、「policy」と「政策」の語感が異なる用語—たとえば家族言語政策(family language policy)—を日本の研究に取り入れる際、それを「政策」と呼称すべきか、あるいは異なる呼称を用いるべきかは今後議論を要する課題である。

第二に、政策の段階モデルの説明力の限界についてである。本章でも言及されている政策の段階モデルは、複雑で多面的な政策過程の全体像を把握し、分析の切り口を明確にするとともに、研究の蓄積や比較可能性を高めうる(Gazzola, Grin, Cardinal & Heugh 2024)。しかし、それはあくまで初期的な分析枠組みにとどまり、各段階を精緻に分析するためには他の理論や分析枠組みが必要となる。本章は、政策の「形成」段階(pp. 53-58)に多くの紙幅を割いている一方で、「実施」段階(pp. 58-59)や「評価」段階(pp. 59-60)に関する議論は相対的に不足している。政策決定後を対象とする「実施」と「評価」の段階は、「形成」段階とは異なる認識論・方法論的検討を要する。加えて、「実施」が政策のコンテキストや現場の裁量に焦点を当てるのに対し、「評価」が政策の効果や成果に焦点を当てる点を踏まえれば、両者を区別した認識論・方法論の検討も重要な論点となる。

第三に、言語政策と言語教育政策の違いについてである。本章は言語政策を議論のベースとし

ている一方で、言語教育政策への言及も随所に見られる。しかしそれは、言語教育政策の特質に即した検討というよりも、言語政策の延長線上の議論にとどまっている印象を拭えない。具体的には、教師の専門性や裁量、学校ごとのコンテキストの違い、地方行政や教育政策との関係は議論の射程に含まれていない。加えて、本章において教育政策学の文献が一切引用されていない点は、言語政策学と教育政策学の学際的対話が十分に意識されていないことを示唆する (Terasawa under review)。言語教育政策の検討に教育政策の視点を取り入れる必要性は、例えば日本の学校英語教育を検討する際に一層高まる。言語政策研究では、言語教育に関する基本概念として「習得計画 (acquisition planning)」(Cooper 1989) が用いられてきた。しかしこれは、日本の学校英語教育の目的・内容を十分に説明するものではなく、その検討には日本の社会状況や教育政策の知見を踏まえた学校英語教育の目的論 (寺沢 2015, 亘理 2024) との接続が求められる。このように言語教育政策の検討においては、教育政策的視点の導入を視野に入れた認識論・方法論の検討についても重要な論点となる。

以上を踏まえると、著者が指摘する言語政策における政策課題・目的の多面性は、言語教育政策を対象とする場合ますます複雑性を増すことになる。以上の点について本章では明確に論じられていないものの、これらの論点は著者が公共政策としての言語政策研究の発展可能性を示したからこそより具体性を伴って浮上してきたものだと言えよう。

第4章

Federico Gobbo による第4章 “Corpus at the Core: The Epistemology of Language Planning” は、二つの重要な主張を軸に展開されている。著者の Gobbo も言うように、本章の中心となる主張は、言語自体への介入という言語計画の特徴を最もよく象徴するという点で、コーパス計画の重要性を再認識すべきだという提案である。これと関連した副次的な主張として、Gobbo は現在の LPP 研究における用語の混乱が看過できないほどのものになっていることについても紙幅を割いて言及している。本章では、まずこの副次的な問題についての議論が展開されている。Gobbo はこれまでの言語政策計画論に大きな影響を与えた Cooper (1989) や Hornberger (2006) の枠組みに加え、イタリアの Migliorini のいう “glottotecnica” (英訳すると “glottotechnique” あるいは “language engineering”) という概念にも言及しながら、言語の実体そのものを扱うコーパス計画が言語計画の核となるべきであると主張している。また、「言語計画」「言語政策」「言語管理」という用語をそれぞれどのように使い分け、厳密に現象と照らし合わせていくのかという問題を再検討しており、そのような議論 (p.79-81) は本書の第一章にあってもよい内容といえるだろう。

それと並行して展開される、言語計画をめぐるいくつかの認識論的問題については、上述の通りコーパス計画に焦点化して論じられている。Gobbo によれば、言語の介入は様々な認識論上の問題を内包するものである。例えば、具体的な言語データをどれだけ積み重ねても抽象物としての言語に昇華できない (帰納法の罫)。また、言語のバリエーションは究極的には無限に認識できるので、分類カテゴリが増殖する (分類カテゴリの過剰増殖)。こうした論点に対し、Gobbo は情報の哲学 (Philosophy of Information) 領域の知見、特に Floridi の理論に依拠する形で見通しを与え、後半ではこれを Barger のコンピューター倫理研究のモデルと合わせて具体的な4ステップを提案している。

本章の「認識論」の焦点は、前章までの「認識論」と異なるようである。前章までは経験主義／構築主義／批判研究といった研究アプローチの理論的前提が認識論と呼ばれていたが、Gobbo は、いわば「狭義の認識論」的ジレンマ、つまり、言語をめぐる事実・データを適切に理解するにはどうすればよいか、そして、その適切性は哲学的にどのように正当化され得るのかに焦点化している。こうした問いに挑んでいる点は本章の意義だが、これは研究アプローチ選択に比べていっそう根本的な認識論ジレンマであり、本章で示された具体的対案で解決可能なのかは必ずしも明らかではない。また、随所に他領域で蓄積された方法論的議論が反映されていないと感ぜられる箇所があった。具体的には、「認識論的問題」として述べられているデータ収集に関する限界、例えば「政策文書や政策実践と違って、イデオロギーや信念は直接的なデータ収集ができない社会的構成物である」という記述 (p.79) や社会言語学的な事例研究におけるデータ収集の限界に関する記述 (p.82) が見られる箇所がある。しかしながら、こうした問題は社会心理学や応用言語学で長らく論じられてきた点である。上記のような記述からは、相互の蓄積してきた方法論的議論に関する学際的な対話の欠如が感ぜられる。これは本稿の結論で述べる学際研究の難しさに通じるものであろう。

第5章

第5章は、Jorge Antonio Leoni de León による “The Relationship Between Language Policy and Planning, Theoretical Linguistics and Natural Language Processing” である。タイトルが示すとおり、言語政策と理論言語学・自然言語処理の関係を論じた章であり、とくに言語問題と情報技術（とりわけウェブ技術）の関係を扱っている。本章は概して、二つのテーマを扱っている。第一のテーマは、言語に関わる情報技術がはらむ倫理的問題である。たとえば、コーパスの収集・利用に関する具体的な倫理項目（データの匿名性やコミュニティの権利など）から、少数言語コミュニティを含む言語共同体にテクノロジーが最終的に利益をもたらすのか、といった哲学的な問いに至るまで、幅広い論点が提示される。第二のテーマは、ウェブ空間における言語の政治経済的力学である。周知のように、現在のウェブ空間では英語が一強の地位を占めるが、ヨーロッパ言語ははじめとしたいくつかのメジャー言語も一定の役割を果たしている。その一方で、ほぼすべての少数言語や多くの非ヨーロッパ系メジャー言語（著者はベンガル語、ベトナム語、ペルシャ語などを例に挙げる）の存在感は、依然として極めて小さい。こうした言語格差を情報技術はどう捉え、どうアプローチできるのか。技術発展が既存の言語バリアを除去しようという楽観論（著者は、セブアノ語が情報技術によって一部振興した例を紹介している）も目にするが、政治経済的に強い言語の寡占化が加速するだけではないかという悲観論も根強い。以上のような様々な論点を提示し、言語政策研究者の今後の検討課題を示している。

前章までとは異なり、本章には認識論に関する明示的な議論が見当たらない。哲学的な論点は豊富に含まれているものの、それらは基本的に応用倫理的な問い（例えば、情報技術を用いて言語問題にアプローチする際の倫理的ジレンマなど）に関するものであり、その倫理的知識をいかに正当化できるのかという認識論的議論ではないように思われる。そもそも、本章の視角である理論言語学および自然言語処理は、いずれも実証主義志向が極めて強い分野であり、知識へのアクセスの客観性に対して楽観的な傾向がある。実際、本章では、著者は（言語）問題や（言

語) 事実の同定をめぐるジレンマについて論じておらず、それらが言語処理技術によって操作可能であることが大前提とされている。しかし、この点についてはより丁寧な議論を行う価値があると思われる。特に近年、大規模言語モデルや生成 AI の影響力が飛躍的に高まり、言語政策研究者にとってもはや無視できない存在となっている (なお、本章の草稿は 2010 年代後半に執筆されたものであり、2020 年以降の技術革新はカバーしていない)。このようなデータ重視・事実重視 (および書き言葉重視) のアプローチが、構築主義をはじめとする事実へのアクセスに懐疑的な認識論的立場とどのように両立し得るのか、あるいは両立し得ないのかを検討することは、今後大いに意義のある課題となるだろう。

第 6 章

第 6 章となる “Conclusions” は第 1 章と同じく著者名の表記がなく、著者らの総意として理解できる。この章では本書を締めくくりにあたり以下の 5 つの論点が提示された：

- (1) LPP 分野の方法論的多様性を最大限に活用すること
- (2) LPP が現実を影響させられる諸条件の研究を進めること
- (3) 研究者が認識論・方法論を明確にすること
- (4) 発展を続ける情報技術への理解を促進すること
- (5) 「言語政策の研究」と「言語政策の策定・実施」のギャップ (= 研究者と実践者の考え方の異同) に目を向けること

上記の (1) では、LPP 研究がこれまで培ってきた認識論と方法論の多様性を最大限に活用し、分野横断的に (本書の言葉を使えば transdisciplinary すなわち超学際的に)、これからの LPP 研究を発展させる必要性を訴える。その上で、著者らは、本書がそうした「分野横断的なアプローチへの道筋を示唆する」(p. 130) ものであると述べる。上記の (2) では、まず、人間は言語変化に介入すべきではないという言語観に対し、LPP が持つ「意図的な集团的行動によって言語変化を修正できる」(p. 130) という前提を明確にする。その上で (それ故に)、どの条件で変化を起こしたのかについての研究を訴える提言である。また、政府の仕事は多岐に渡ることを認識し、言語政策を研究するにあたって「そもそも社会政策 (social policies) の機能を研究すること」(p. 132) を訴えている。第三章で述べられたような、公共政策としての言語政策の方向性と言えよう。上記の (3) では、LPP 研究者が自身の認識論と方法論の関連を明示し、他者の LPP 研究を活用する際にも認識論の混同を避けるべきとする警句を述べる。(4) は特に第五章で触れられた論点であり、インターネット上の言語格差や Google などの巨大企業がインターネット上の言語基準を決定できるといった新しい視座の提示である。最後に、(5) は政策と実務者を結ぶ方向性の提示である。実務者は、研究者とは異なる認識論や方法論で政策を決定したり実施したりすることを認識する重要性を述べている。

こうした論点、とりわけ本書のコンセプトの根幹に関わる (1) や (3) は特に重要と言える。認識論・存在論の重要性は社会科学分野で以前から訴えられているものの (例：Danermark, Ekström & Karlsson 2019, 野村 2017) LPP 研究者が自身や他者の依拠する方法論と認識論 (および存在論) を内省し、開示し、観察する必要性を改めて訴えたという点で大きな価値がある。また、これまでの LPP 研究の学際性を排除するのではなく尊重しようとする方向性は支持される

べきだろう。

他方、本書における最大の焦点が認識論であることを踏まえると、分野横断研究の際に認識論が占める重要性や認識論を混同した先行研究の問題点についてさらに踏み込んだ議論があればなお有益であつたらう。本章は簡潔である一方で理論的な議論が少なく、読者は（著者らの意図に反して）「単に分野横断すれば良い」という安易な結論に辿り着く危険もある。本稿の「はじめに」で述べたとおり、認識論・存在論と方法論は明確に分離できるものではない。前者は後者を規定し、またリサーチクエスチョンや「政策」という定義にも影響する根本的な枠組みである（Ball 1994, 野村 2017）。それ故、分野横断の際に異なる認識論や存在論を混同することは研究の価値を著しく毀損することになりかねない。思考的枠組みの混同や切り分けが LPP 分野において必要である理由をさらに検討することで、著者がいう「認識論と方法論の多様性を活用しつつ、言語政策や言語計画に関する研究、提言、助言を行う」（p. 130）道筋はさらに明確になるだろう。

3. まとめと今後の課題

本稿第一章でも述べたように、Gazzola らの書籍は言語政策研究における理論・認識論・方法論の多様性に踏み込んだ議論を行ったという意味で、画期的なものである。それを踏まえた上で、本章では本書全体に関わる論点と今後の課題を述べる。

一点目として、本書各章において「『認識論』をどのように捉え何を問題視しているのか」が異なり、結果として議論が若干分散しているようにも思われる点を挙げたい。本書の精読を通じて、各章において展開されている「認識論的問題」に関する議論がどの程度共通の基盤に立ったものなのか不明確であると思われる箇所もあった。本書において認識論に関し最も深く議論しているのは Johnson による第 2 章であるが、この議論がどの程度書籍全体に共通したものなのかについては疑問が残る。もちろん、「認識論」という概念そのものが幅広い意味を内包するものであり、領域によってその意味するところが異なる場合もある。しかし、少なくとも方法論における議論として整理された認識論議（テッドリー & タシャコリ 2017, フリック 2011, プラサド 2018）に照らして考えたとき、各章の著者が用いる「認識論的 (epistemological)」という用語を一貫したものとして理解することが難しいと思う箇所があったことは否めない。また、哲学分野で展開されてきた現代認識論 — たとえば「知識がある」とはどのような状態か、あるいは一見知識に見えても実は異なる「非知識」とはどう区別されるのか（上枝 2000, プリチャード 2022）— についての言及はほとんどない。むしろ、本書では（様態は問わず）知識の存在自体を自明のものとして扱っていると言える。そのような視点の違いこそが多様性という混沌状態の根幹にあるのかもしれないが、この点については、言語政策研究・応用言語学等の領域全体における「認識論」という語の用法整理を含め、今後検討が必要となるだろう。

第二に、本書で繰り返し述べられている「学際性」をどのように実現するかという問題が挙げられる。言語政策研究の学際性を排除するのではなく尊重しようとする本書の方向性は強く支持されるべきだろう。逆説的になるが、本書を通読して、そこに至るまでの道筋とその先について考えさせられることが多くあった。例えば、読者が学際的にものを読む、すなわち他領域の知見から学ぼうとする際、問題となることの一つは当該他領域の全体像が見えない中で特定の理論に

接することがあるということであろう。一般に、学際的文脈においてある領域の知見が紹介される時、各学問領域固有の歴史性や領域内の政治性に由来する複雑さが捨象されてしまう恐れがある。学際研究において、あたかもその領域を代表するようなものとして紹介される理論や枠組みが、そのもととなる領域では多数ある理論の一つに過ぎないことも、往々にしてある。本書の例で言えば、第4章で論じられている「情報の哲学」領域における Floridi の枠組みなどが該当する例である。これは第4章の p.84 以降に用語の定義などで引用され、本章の主張の中心をなす Figure 1 (p.85) のもとともなっている重要なものであるが、応用言語学や社会言語学、教育社会学を専門とする本稿筆者らには残念ながらその位置付けがうまくつかめないものであった。さらに、本書にとって重要な枠組みである「公共政策」についても、より慎重な定義が必要であると思われる部分があった。例えば、第3章の検討でも言及したように、本書においては「学校教育政策」への言及が少ないことが特徴的であり、「言語政策学と教育政策学の学際的対話」が今後の課題の一つであるということも示唆された。教育政策と言語政策で「公共政策」の捉え方が同じとは限らないという前提に立てば、「公共政策(学)としての言語政策(学) (Language policy as public policy)」という視点もまた、内的多様性を内包しているものであることに留意する必要がある。総じて、学際研究において、「多様性を示す」だけでなく、何を共通項としてどのように協働しどのような建設的な議論を展開していくのかという問題は、今後とも核となるだろう。そのようなことを考えさせられる書籍であったといえる。

今後の方向性として、本稿で扱ったような認識論的多様性に関する極めて抽象的な議論を踏まえ、具体的な研究手法の吟味検討を行うことが必要であろうと思われる。Hult and Johnson (2015) をはじめとする研究手法の具体的な指南書のようなものを検討することで、本稿で扱うような抽象的な議論がいかんにして具体的な研究手続きの中に反映されるのか、あるいはそうならないのかという点にも着目していきたい。さらに、国内外で言語政策研究に従事する研究者が、どのような研究手法を用いて、何を明らかにしてきたのか、また、それらはどのような認識論に基づいているのかという点に関する学術的動向の把握も必要となるだろう。⁸

参考文献

- Ball, S. J. (1994). *Education reform: A critical and post-structural approach*. Open University Press.
 Barakos, E., & Unger, J. W. (eds.) (2016). *Discursive approaches to language policy*. Palgrave Macmillan.
 Cardinal, L., & Sonntag, S. K. (eds.) (2015). *State traditions and language regimes*. McGill-Queen's University Press.

⁸ 本研究は JSPS 科研費 24K04075 「言語政策研究の方法論の体系化：認識論的対立軸に着目して（令和6年度～令和8年度 基盤研究C）」の助成を受けている。また、本稿は2024年8月から2025年1月にかけて行われた読書会での検討内容に基づいたものである。原稿執筆においては一部例外を除き、読書会での発表者が原稿の執筆を担当し、それぞれの原稿を元に全員で議論の上推敲を行った。以下、各章の執筆担当者を（ ）内に記す。1. はじめに（本林）、2. 各章の概要：第1章（本林）、第2章（王）、第3章（須藤）、第4章（本林・寺沢）、第5章（寺沢）、第6章（梶ヶ谷）。3. まとめと今後の課題については、全員で議論した内容を第一著者が中心となり文章化した。なお、本稿の執筆者以外にも、読書会には山下里香氏・大友瑠璃子氏の参加があり、貴重なコメントをいただいた。ここに記してお礼を申し上げる。

- Cooper, R. L. (1989). *Language planning and social change*. Cambridge University Press.
- Crotty, M. (1998). *The foundations of social research: Meaning and perspective in the research process*. Sage.
- Danermark, B., Ekström, M., & Karlsson, J. C. (2019). *Explaining society: Critical realism in the social sciences* (2nd ed.). Routledge.
- Gazzola, M., Gobbo, F., Johnson, D. C., & Leoni de León, J. A. (eds.) (2023). *Epistemological and theoretical foundations in language policy and planning*. Palgrave Macmillan.
- Gazzola, M., Grin, F., Cardinal, L., & Heugh, K. (eds.) (2024). *The Routledge handbook of language policy and planning* (1st ed.). Routledge.
- Heller, M. (2001). Undoing the macro/micro dichotomy: Ideology and categorization in a linguistic minority school. In N. Coupland, S. Sarangi & C. N. Candlin (eds.), *Sociolinguistics and social theory*. pp. 212-234. Longman.
- Hornberger, N. H. (2006). Frameworks and models in language policy and planning. In T. Ricento (ed.), *An introduction to language policy: Theory and method*. Blackwell.
- Hult, F. M., & Johnson, D. C. (eds.) (2015). *Research methods in language policy and planning: A practical guide*. John Wiley & Sons.
- Johnson, D. C., & Ricento, T. (2013). Conceptual and theoretical perspectives in language planning and policy: Situating the ethnography of language policy. *International Journal of the Sociology of Language*, 219, 7-21.
- Ricento, T. (2000). Historical and theoretical perspectives in language policy and planning. In T. Ricento (ed.), *Ideology, politics and language policies: Focus on English*. John Benjamins. [Originally published in *Journal of Sociolinguistics* 4 (2), 2000, 196-213.]
- Rubin, J., & Jernudd, B. H. (eds.) (1971). *Can language be planned?: Sociolinguistic theory for developing nations*. University of Hawai'i Press.
- Ruíz, R. (1984). Orientations in language planning. *NABE Journal*, 8 (2), 15-34.
- Terasawa, T. (under review). English language education as public and education policies: Critical evaluation of Japanese cases.
- Tollefson, J. W. (2002). Introduction: Critical issues in educational language policy. In J. W. Tollefson (ed.), *Language policies in education: Critical issues*. Lawrence Erlbaum Publishers.
- Tollefson, J. W. (2006). Critical theory in language policy. In T. Ricento (ed.), *An introduction to language policy: Theory and method*, pp. 42-59. Blackwell Publishing.
- Tollefson, J. W. (2012). Language policy in a time of crisis and transformation. In J. W. Tollefson (ed.), *Language policies in education: Critical issues* (2nd Edition), pp. 11-32. Routledge.
- 上枝美典 (2020) 『現代認識論入門：ゲテティア問題から徳認識論まで』 勁草書房
- カルヴェ, ルイ＝ジャン (著) / 西山教行 (訳) (2000) 『言語政策とは何か』 文庫クセジュ 白水社
- カルヴェ, ルイ＝ジャン (著) / 砂野幸稔・今井勉・西山教行・佐野直子・中力えり (訳) (2010) 『言語戦争と言語政策』 三元社
- 上村圭介 (2020) 「日本言語政策学会における言語政策研究：『言語政策』掲載論文の動向」 『言語政策』 16, 53-68.
- 木村護郎クリストフ (2005) 「言語政策研究の言語観を問う：言語計画／言語態度の二分法から言語管理の理論へ」 『言語政策』 1, 1-13.
- 木村護郎クリストフ (2024) 「言語政策とは何か」 村岡英裕・上村圭介 (編) 『言語政策研究への案内』 ころしお出版 pp.1-19.
- 具本竣 (2024) 「はじめに—超学際研究とは—」 横浜国立大学次世代工学システムの安全科学ユニット <https://www.anshin.ynu.ac.jp/column/transdisciplinary/bonjun-koo/vol-1/> (2025年10月1日閲覧)
- テッドリー, チャールズ・タシャコリ, アッバス (著) / 土屋淳, 八田太一, 藤田みさお (訳) (2017) 『混合研究法の基礎：社会・行動科学の量的・質的アプローチの統合』 西村書店
- 寺沢拓敬 (2015) 『日本人と英語』の社会学：なぜ英語教育論は誤解だらけなのか』 研究社

- 西島佑 (2024) 『『言語政策概念』の多様さ』村岡英裕・上村圭介 (編) 『言語政策研究への案内』くろしお出版 pp.22-33.
- 野村康 (2017) 『社会科学の考え方：認識論、リサーチ・デザイン、手法』名古屋大学出版会
- プラサド, プシュカラ (著) / 箕浦康子 (監訳) (2018) 『質的研究のための理論入門ポスト実証主義の諸系譜』ナカニシヤ出版
- ブリチャード, ダンカン (著) / 笠木雅史 (訳) (2022) 『知識とは何だろうか：認識論入門』勁草書房
- フリック, ウヴェ (著) / 小田博志 (監訳) (2011) 『質的研究入門：人間の科学のための方法論』春秋社
- 本林響子 (2025) 「言語政策研究史の概観」 社会言語科学会 発表論文集論文
- 巨理陽一 (2024) 「学校英語教育の目的論を再考する：社会的環境と構成的発達段階の観点から」 『中部地区英語教育学会紀要』 53, 89-94.